

佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年4月15日

佐賀県人事委員会委員長 坂 本 洋 介

佐賀県人事委員会規則第20号

佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則（昭和33年佐賀県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前				改正後			
別表第1（第2条、第3条関係）				別表第1（第2条、第3条関係）			
組織		職		組織		職	
略				略			
人事委員会	人事委員会事務局	事務局長	<u>1種</u>	人事委員会	人事委員会事務局	事務局長	<u>2種</u>
		略	略			略	略
略				略			

附 則

この規則は、令和6年4月15日から施行する。